

香川県産業技術センター共同研究要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県産業技術センター（以下「センター」という。）が、第三者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施の要件)

第2条 センターが実施する共同研究は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該共同研究が、センターが行う研究として妥当なものであること。
- (2) 当該研究を共同研究として行うことにより、効率的かつ優れた成果が期待されること。
- (3) 共同研究を希望する相手方が、当該研究を行うために必要な技術力及び財政能力を有すると認められること。

(申請)

第3条 センターと共同研究を行おうとする者は、共同研究申請書（様式第1）を香川県産業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、所長が不要と認めるときはこの限りではない。

(契約)

第4条 所長は、前条の申請に係る共同研究の実施が適切であると認めるときは、共同研究契約書（様式第2）又は、それにより難い場合は準ずる内容を記載した書面により、共同研究に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。また、共同研究を実施できないときは、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

2 共同研究契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研究の課題
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究期間（実施期間）
- (6) 研究の管理及び分担
- (7) 研究担当者の職・氏名
- (8) 研究に要する費用の分担
- (9) 第4条から第17条までに規定する事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

(研究員の受入れ)

第5条 所長は、共同研究を実施するため、前条第1項の規定により所長と契約を締結した者（以下

「共同研究者」という。)の研究員をセンターに受入れることができる。

- 2 共同研究者は、前項の規定により、研究員をセンターにおいて研究に従事させる場合は、当該研究員の「誓約書」(様式第3)を、第3条の規定による申請時に、あわせて所長に提出するものとする。

(研究に要する経費)

第6条 共同研究に要する経費については、所長と共同研究者が協議の上、決定するものとする。なお、センターの研究費の算定にあたっては、「香川県産業技術センター受託研究要綱」別紙1で定める受託料算定基準の考え方を準用する。

- 2 共同研究者は、契約で定める共同研究者の負担に係るセンターの研究費を、県に前納しなければならない。
- 3 共同研究を終了又は第8条の規定により中止したときに、前項の規定により納付された研究費の額に不用が生じた場合は、共同研究者は所長と協議のうえ、不用となった額の返還を請求することができる。
- 4 共同研究期間の延長等により、第2項の規定により納付された研究費に不足が生じるおそれが発生した場合は、当該経費の負担について、所長は共同研究者と協議するものとする。

(研究の管理)

第7条 所長は、共同研究を一体的に管理し、共同研究の効率的推進を図るものとする。

- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は共同研究者と共同して共同研究を管理することができる。

(1) 共同研究者が国内の大学又は国公立の試験研究機関等の公共的団体

(2) その他共同研究者と共同して共同研究を管理することが適当と認められる場合

(共同研究の中止)

第8条 所長は、センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由により共同研究を継続することが困難となったときは、共同研究を中止することができる。

- 2 所長は、前項の規定により共同研究を中止したときは、遅滞なく、共同研究者にその旨通知するものとする。

(研究成果の報告)

第9条 所長は、共同研究が終了し又は共同研究を中止したときは、遅滞なく、共同研究結果を集約し、共同研究者に通知するものとする。

(研究成果の公表等)

第10条 共同研究期間中において研究内容及び研究から得た知見を第三者に公表するときは、契約で別段の定めをした場合を除き、あらかじめ、相手方の同意(様式第4)を得るものとする。

2 所長又は共同研究者は、契約で別段の定めをした場合を除き、実施期間終了後研究成果を公表することができる。

(納入された研究費により取得した物品等の帰属)

第 11 条 第 6 条第 2 項の規定により、共同研究者から納入された研究費により取得した物品等は、県に帰属する。

(特許権等の取り扱い)

第12条 共同研究の結果、発明が生じた場合、当該発明に係る特許を受ける権利は、当該発明の技術的課題を実質的に解決した者が有するものとする。

2 センターの職員が当該共同研究の結果、独自に発明をしたときは、特許を受ける権利は当該職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る特許権（以下「特許権等」という。）は、職員の職務発明に関する規則（昭和60年香川県規則第27号）の定めるところにより県が承継することができる。

3 所長は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前に共同研究者の同意を得るものとする。

(共同出願)

第 13 条 県は、センターの職員及び共同研究者に属する職員が共同して発明をしたときは、センターの職員から特許権等を承継し、共同出願するものとする。

2 前項の共同出願にあたっては、県は、共同研究者と協議の上、共同出願契約を締結する。

3 県と共同研究者との共同発明に係る特許権等は、県及び共同研究者のそれぞれの持分に応じて共有とする。

4 緊急に特許出願を行う必要があるときは、前三項の規定にかかわらず、センターの職員は、共同研究者と共同出願契約を締結し、共同で出願することができる。

5 前項に規定する場合において、県が当該特許権等をセンターの職員から譲渡を受けたときは、県は、センターの職員の共同研究者に対する契約上の地位を承継するものとする。

(優先実施権)

第 14 条 県は、第 12 条第 2 項の規定により出願した発明（以下「単独発明」という。発明については、特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。以下同じ。）を共同研究者に優先的に実施させることができる。

2 県は、前条第 1 項又は第 4 項の規定により共同で出願した発明（以下「共有発明」という。）を共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先的に実施させることができる。

3 前二項の規定による優先的な実施の期間は、当該特許出願の日から 5 年を超えない範囲内とする。ただし、共同研究者が正当な理由なく本発明を実施しない場合及び第三者が本発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、その期間を短縮することができる。

(実施料)

第15条 共同研究者は、単独発明を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を、県に支払わなければならない。

2 県及び共同研究者は、共有発明を実施しようとするときは、相互に、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

3 共有発明について共同研究者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び共同研究者に帰属するものとする。

(共有に係る特許権等の出願料等)

第16条 共有に係る特許権等に関する出願料、特許料等に関する費用の負担については、県及び共同研究者で協議するものとする。

(準用)

第17条 第12条から第16条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(様式第1)

共 同 研 究 申 請 書

年 月 日

香川県産業技術センター所長 殿

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

香川県産業技術センター共同研究要綱第3条の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

記

1. 研究の課題
2. 研究の目的
3. 研究の内容
4. 申請の理由
5. 研究の実施場所
6. 研究期間
7. 研究担当者及びセンターに派遣する者の職・氏名
8. 研究の分担について
9. 研究費の分担について
10. 特許権等の実施について
11. 研究成果の公表の方法又は時期について

添付書類

- 1 会社定款
- 2 会社経歴
- 3 決算報告書（最近2年分）
- 4 センターに派遣する者の誓約書（様式第3）

(様式第2)

共同研究契約書

共同研究の実施について、香川県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により共同研究契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究（以下「共同研究」という。）を共同で実施する。

(1) 研究の課題

(2) 研究の目的

(3) 研究の内容

イ ○○○○○に関する研究

ロ ○○○○○に関する研究

(4) 研究の実施場所

イ ○○○○○に関する研究

県 市 町 番地

(甲の○○センター内)

ロ ○○○○○に関する研究

(乙の○○工場内)

(実施期間)

第2条 共同研究の実施期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

(研究の管理)

第3条 共同研究の管理は、甲が一体的に行うものとする。

(研究の分担)

第4条 甲及び乙は、別表第1に掲げる研究を分担する。

(研究担当者及び研究担当者の受入れ)

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる者を共同研究の研究担当者として共同研究に従事させるものとする。

2 甲は、乙の研究担当者のうち別表第3に掲げる者を、 年 月 日から 年 月 日まで、甲の研究実施場所において共同研究に従事させるものとする。

3 前項の規定により甲の研究実施場所において共同研究に従事する乙の研究担当者は、前項に掲げる期間の開始までに、誓約書を、所長に提出するものとする。

4 甲は、事前に乙の同意を得て、甲の研究担当者を乙の研究実施場所において共同研究に従事させることができるものとする。

(研究に要する費用)

第6条 甲及び乙は、それぞれ別表第4に掲げる研究費を負担する。

2 乙は、別表第4に掲げる乙の負担経費のうち、研究テーマ「 」の経費 円（うち消費税及び地方消費税の額 ○○円）を、甲の発行する納入通知書により、当該納入通知書に定める納付

期限までに納付しなければならない。

3 共同研究を終了又は第8条の規定により中止したときに、前項の規定により納付された研究費の額に不用が生じた場合は、乙は甲と協議のうえ、不用となった額の返還を請求することができる。

4 共同研究期間の延長等により、第1項の規定により納付された研究費に不足が生じるおそれが発生した場合は、当該経費の負担について、甲は乙と協議するものとする。

(延滞金)

第7条 乙は、所定の納付期限までに前条第2項の研究費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納入額につき納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第8条 天災その他共同研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙はその責めを負わないものとする。

(研究成果の報告)

第9条 甲及び乙は、共同研究の実施期間中において相手方から要請があったときは、それまでに得た共同研究の成果について相手方に報告するものとする。

2 共同研究が終了し、又は共同研究を中止したときは、遅滞なく、双方協力して、共同研究の実施期間中に得られた研究成果についての報告書を取りまとめるものとする。

(研究結果の公表等)

第10条 甲及び乙は、共同研究の実施期間中において、研究内容及び研究から得た知見を第三者に公表しようとするときは、あらかじめ相手方の書面による同意を得るものとする。

しよう2 甲及び乙は、共同研究終了後、研究成果を公表することができる。ただし、甲は、乙から業務上の都合により研究成果を公表しないよう申し入れがあったときは、第14条の規定により定める優先実施期間中に限り、その全部又は一部を公表しないものとする。

(研究費により取得した物品等の帰属)

第11条 第6条第2項の規定により、乙が納入した研究費により甲が取得した物品等は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、共同研究期間終了後においても準用する。

(特許権等の取扱い)

第12条 甲に属する研究担当者が、研究実施過程において独自に発明を行ったときは、特許を受ける権利は当該研究担当者が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る特許権（以下「特許権等」という。）は、職員の職務発明に関する規則（昭和60年香川県規則第27号）により甲が承継するものとする。

2 甲は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前に乙の同意を得るものとする。

3 乙に属する研究担当者が研究実施過程において独自に発明をしたときは、特許を受ける権利は乙に帰属するものとする。

4 乙は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前に甲の同意を得るものとする。

(共同出願)

第 13 条 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が共同して発明したとき、又は乙固有の知見或いは発明をもとに甲に属する研究担当者が発明を行ったときは、当該発明に係る特許出願は共同して行うものとする。

2 前項の規定により共同出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

3 甲と乙との共同発明に係る特許権等は、甲及び乙のそれぞれの持分に応じて共有とする。

4 緊急に特許出願を行う必要があるときは、前三項の規定にかかわらず、甲に属する研究担当者は、乙と共同出願契約を締結し、共同で出願することができる。

5 前項に規定する場合において、甲が当該特許権等を甲に属する研究担当者から譲渡を受けたときは、甲は、甲に属する研究担当者の乙に対する契約上の地位を承継するものとする。

(優先実施権)

第 14 条 甲は、第 12 条第 1 項の規定により出願した発明（以下「単独発明」という。発明については、特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。以下同じ。）を乙に優先的に実施させることができる。

2 甲は、前条第 1 項又は第 4 項の規定により共同で出願した発明（以下「共有発明」という。）を乙又は乙の指定する者に優先的に実施させることができる。

3 前二項の規定による優先的な実施の期間は、当該特許出願の日から 5 年を超えない範囲内とする。ただし、乙が正当な理由なく本発明を実施しない場合及び第三者が本発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、その期間を短縮することができる。

(実施料)

第 15 条 乙は、単独発明を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を、甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、共有発明を実施しようとするときは、相互に、別に締結した実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

3 共有発明について乙以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、甲及び乙に帰属するものとする。

(共有に係る特許権等の出願料等)

第 16 条 共有に係る特許権等に関する出願料、特許料等に関する費用の負担については、甲及び乙で協議するものとする。

(準 用)

第 17 条 第 12 条から第 16 条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(研究成果品の帰属)

第 18 条 共同研究の結果生じた成果品は、甲乙協議のうえ、その帰属を定めるものとする。

(秘密保持)

第19条 甲及び乙は、相手方より開示又は提供された技術情報、営業情報、資材等を、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示、漏洩してはならず、かつ研究の目的以外に使用してはならない。

(契約の解除)

第20条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、相手方にその旨通知し、相手方に通知後30日以内にその事態が回復されない場合には、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。））又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第21条 甲及び乙は、契約の履行に当たって、暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに相手方に報告するとともに、所轄の警察署長に届け出なければならない。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに相手方に報告するとともに、所轄の警察署長に被害届を提出しなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意によ

る専属的管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 香川県高松市郷東町 587-1
香川県
香川県産業技術センター所長 ○○ ○○ 印

乙 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職名・氏名 印

*研究の内容により、不要な条項は省略し、以下の条項の番号を順次繰りあげる。

(別表第1) 研究の分担

分担	研究テーマ	サブテーマ
甲		
乙		

(別表第2) 研究担当者

分担	氏名	所属・職名	担当するテーマ
甲			
乙			

(別表第3) 甲の研究実施場所で研究に従事する乙の研究担当者

氏名	所属 ・ 職名	担当するテーマ

(別表第4) 研究費の分担

区分	研究テーマ	項目	金額 (円・税込み)
甲			
		計	
乙			
		計	
		計	

(様式第3)

誓約書

貴センターにて、「に関する研究」に従事するにあたり、その期間中、貴センターの諸規程を遵守いたしますとともに、下記の事項についてその責を一切負い、貴センターに対して負担をかけることを誓約します。

1. 実験及び研究中の本人の責に帰すべき機器等の損傷の場合
2. 実験及び研究中の本人の責に帰すべき負傷又は事故の場合

なお、私の経歴は次のとおりです

1. 勤務先 (学生の場合は、在籍学部・学科名)
2. 勤続年数 (学生の場合は、学年)
3. 主な担当業務 (学生の場合は、専攻)

年 月 日

本人
氏名

保証人
所在地
商号又は名称
職・氏名

(様式第4)

公表承諾書

年 月 日

殿

商号又は名称
代表者職・氏名

記

年 月 日付けで共同研究契約をいたしました「 に関する研究」の公表
を承諾いたします。